

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設
候補地選定検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会条例(令和3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第4号)第2条の規定に基づき設置した鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会による建設候補地の選定結果(次条において「建設候補地選定結果」という。)を検証するため、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとし、この要綱において、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、建設候補地選定結果について検証を行い、その結果を管理者に述べるものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、管理者が招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、会議により決定する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局ごみ処理施設整備課において処理する。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務が完了した時に、その効力を失う。